

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
商工企画室	<u>自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、自動車関連企業生産技術高度化支援事業費補助、自動車関連新技術開発支援事業費補助、次世代モビリティ開発拠点形成推進事業費補助、自動車関連産業強化支援事業費補助、中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助</u>	商工企画室	中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助
経営支援課	信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、 <u>仮設商店街共用資産改良・整備事業費補助</u> 、仮設店舗経営力アップ応援事業費補助、被災中小企業重層的支援事業費補助、成功店モデル創出・波及事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、 <u>被災地域商業復興支援事業費補助</u> 、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助	経営支援課	信用保証事業支援費補助、中小企業災害復旧資金利子補給補助、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、商店街振興組合連合会指導事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、仮設店舗経営力アップ応援事業費補助、被災中小企業重層的支援事業費補助、成功店モデル創出・波及事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助
科学・ものづくり振興課	<u>ものづくり高度技術者育成支援事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助</u> 、ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、革新的医療機器創出・開発促進事業費補助、新素材・加工産業集積促進事業費補助、特許流通事業化支援事業費補助、中小企業等知財保護対策費補助、ソフトウェア開発業	ものづくり産業振興課	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、革新的医療機器創出・開発促進事業費補助、新素材・加工産業集積促進事業費補助、特許流通事業化支援事業費補助、中小企業等知財保護対策費補助、 <u>自動車関連産業創出推進事業費補助、次世代モビリティ開発拠点形成推進事業費補助、自動車関連産業</u>

務取引支援事業費補助、組込み技術者育成研修事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助及び医療機器製品開発支援事業費補助

[略]

重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込み技術者育成研修事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助及び医療機器製品開発支援事業費補助

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。